

生活環境課からのお知らせ

その①

ごみのポイ捨てについて

ごみのポイ捨てやたばこのポイ捨てについて苦情が寄せられました。

ポイ捨ては「栃木市をきれいで住みよいまちにする条例」で禁止されており、また、たばこの不始末は火災の危険性もあることから、市民の皆様には道路の美化と併せてポイ捨ての防止にご協力をお願いします。

みんなでチカラをあわせて西方地域をきれいなまちにしていきましょう！

また、ポイ捨てのみならず不法投棄等違法に捨てている所を目撃したら当生活環境課若しくは地域のクリーン推進員までご連絡ください。



裏へ続きます。

その②

犬のフンの扱いについて

たばこのポイ捨てとあわせて、散歩中の
犬のフンの放置の苦情も寄せられました。
こちらにも「栃木市をきれいで住みよいまち
にする条例」（平成25年4月施行）では



条例違反となりますので飼い犬のしたフンは飼い主が責任を持って必ず持ち
帰りましょう。

飼い犬は大事な家族の一員だということを忘れないでください。

市民の方誰もが住みよいまちでいられますよう、これからもご協力をよろ
しくお願いします。

問合せ

西方総合支所 生活環境課

生活環境交通担当 Tel.92-0308

栃木市マスコットキャラクター
とち介

